

製薬・医療機器関連企業の訪問ルール

当院における製薬・医療関連企業活動の訪問ルールについて令和2年6月17日から一部を変更し、当面は以下のとおりとなります。

ご確認のうえ、遵守していただきますようお願い申し上げます。

1. 医師への面会や薬剤説明会などは、完全予約制であることを原則とします。
2. 医師面会等の予約をとられた方は、診療部・医師訪問活動届出書(別紙様式1)を記入し、FAXによって届け出を前日までに行ってください。FAX 0824-65-0150(病院代表)
3. 医師への面会予約は、従前通り個々の医師により指定された方法によります。医師等の面会予約方法についての問い合わせが必要であれば、病院企画課(代表電話 0824-65-0101、FAX0824-65-0150)に行ってください。
4. 医師への面会時間は、原則として平日開院日の15時～18時の間です。30分単位で、1日に最大3コマまで予約することができます。予約時間帯は遵守し、定められた場所以外での訪問活動は行なってはいけません。ただし、医師からの面会希望、指示がある場合で、面会場所の確保ができた場合はこれに該当しません。なお、院内の廊下など患者職員の通用する場所の滞在は行わないでください。

【当日の流れ】

事前に問診票(当院HPからダウンロード可)に記載し、すべて「いいえ」の場合のみ許可します。

(予約時間が17:00までの方)

- ・アポイント時間までは車で待機し、直前に正面玄関から入場してください。
- ※入場時には「診療部・医師訪問活動届出書(別紙様式1)」原本の提示が必要です。
- ・必ずマスクを着用し、手指消毒(入口設置)を行い、2階事務所(病院企画課)までお進みください。
- ・2階事務所に問診票と届出書を提出し、面会(通行)許可書を受け取り、指示された場所で面会ください。
- ・終了後は、速やかに館外への移動をお願いします。

(予約時間が17:00以降の方)※正面玄関は17:00に閉鎖します。

- ・17:00までに、正面玄関から入場してください。
- ※入場時には「診療部・医師訪問活動届出書(別紙様式1)」原本の提示が必要です。
- ・必ずマスクを着用し、手指消毒(入口設置)を行い、2階事務所(病院企画課)までお進みください。
- ・17:00までに2階事務所に問診票と届出書を提出し、面会(通行)許可書を受け取り、面会時間まで、車で待機してください。
- ・面会時間前に、夜間休日出入口から入場し、守衛室で面会(通行)許可書を提示し入場してください。
- ・終了後は、速やかに館外への移動をお願いします。

5. 薬剤科への面会については、火曜・木曜の16時～18時です。なお、別に定める、「薬剤科面談等に関する取り決め」(資料1)に従ってください。
6. 医師への面会者は予約者及び同行者(2人まで)のみとします。
7. 面会予約については、スケジュールの都合などによりお断りすることもありますので、ご了承ください。
8. 訪問予約当日、医師又は面会申請者様が現れない場合は、キャンセルとさせていただきます。
9. 患者様や職員に支障がないようご配慮ください。
10. 車で来院された場合は、一般外来駐車場を利用してください。
11. 規程を遵守していただけない場合は、訪問許可を取り消させていただく場合があります。

市立三次中央病院事業者の診療部・医師訪問規程

(目的)

第1条 この規程は、市立三次中央病院（以下「病院」という）において、製薬会社MR並びに診療材料及び医療機器の取扱事業者（以下「事業者」という。）の診療部・医師への訪問活動を公平かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(事業者訪問の事前届け出)

第2条 事業者は、病院医師を訪問し活動する場合は、事前に診療部・医師訪問活動届け出書（別紙様式1を病院《病院企画課》にFAXにて提出しなければならない。届け出をしていない者の訪問活動は認めない。
2 第1項の規定は、物品等の納入又は修繕等のために病院を訪問する事業者及び病院職員からの緊急の依頼に応じて初めて訪問する事業者には適用しない。

(訪問時の対応)

第3条 事業者は、病院を訪問した場合は、本館2階病院企画課受付において事業者訪問記録簿に必要な事項を記入のうえ、入館許可証を着用するものとする。
2 医師への面会、薬剤等説明会を行う事業者は、事前に訪問の予約を個々の医師が指定した方法で行っておくこと。事前とは、前日の17時までを言う。なお、前日が祝日・休日の場合は、開院日まで遡らなくてはならない。
3 医師への面会時間は、平日開院日の午後3時から午後6時までとし、面会時間の30分前からの受付とし、午後5時半以降の面会時間にあつては、午後4時30分～午後5時の間の受付とする。ただし、病院職員の依頼に応じて訪問する場合は、この限りでない。
4 医師への面会場所は、診療部・医師訪問活動届け出書に記載の場所のみとし、1名の予約に対し、同行者は2名までとする。
5 薬剤科への面会時間は、毎週火曜、木曜日の午後4時から午後6時までとする。
6 薬剤科への面会場所は、薬剤科長室とする。
7 外来待合、診察室、病棟階、本館廊下等、患者・職員が通用する場所での活動及び待機は、原則として禁止する。
8 訪問活動が終了した場合は、本館2階病院企画課受付に入館許可証を返却し、事業者訪問記録簿に退出時間を記入のうえ、速やかに退館するものとする。

(訪問時の注意事項)

第4条 事業者は、院内での訪問活動に当たり、次の事項に十分注意しなければならない。(1) 訪問活動に当たり、診療行為の妨げになるような行為、予約時に定められた場所以外での訪問活動等、病院運営に支障となる行為は行わないこと。
(2) 訪問中は、前条に定める入館許可証とともに、会社名及び氏名等を記載した名札を着用すること。
(3) 訪問活動は、最小限の人員で行うこと。また、不特定又は複数の職員への活動は行わないこと。
(4) 訪問中は、病院職員の指示に従うこと。
(5) 面会を終えた後は、速やかに退館すること。速やかには、30分以内を目安とする。
(6) 車で来院する際は、一般外来駐車場を利用すること。
(7) 前各号の事項に繰り返し違反した場合、及び明らかに悪質な行為があったと認められた場合は、訪問届け

出を受理せず，訪問許可を取り消すことがある。

(8) 前号により訪問許可を取り消した場合に，採用品目を削除することがある。

附 則

(施行期日) 1 この規程は，令和2年6月17日から施行する。

診療部・医師訪問予約届出書【提出:病院企画課】

令和 2 年 月 日

市立三次中央病院長 様

名刺添付ないし、右に記載してください。

申請者
住所
法人名
訪問代表者名

市立三次中央病院事業者の診療部・医師訪問規程第 2 条に基づき、下記の通り訪問予約の内容を届け出します。訪問活動においては、市立三次中央病院事業者訪問規程を遵守します。

記

FAX 先 0824-65-0150

訪問者名 (連名記載可)	
連絡先	会社代表： 携帯電話：
訪問先・訪問予約 時間	訪問先 _____ 科・ _____ 医師 予約時間 PM _____ :
訪問目的・内容 およその所要時間	目的・内容 <input type="checkbox"/> 薬剤個別説明 <input type="checkbox"/> 薬剤等説明会 <input type="checkbox"/> 担当交代挨拶 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 所要時間 _____ 時間 _____ 分

氏名 () (科 受診)

その他 来院目的 (入院 ・ 付き添い 診察以外)



(患者名：) (目的：面談・その他：)

→ 入院病棟 (病棟) ・ その他訪問先 ()

本日の体温 _____ °C

① いつもと違う強い倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、咳や熱などがある。

なし あり (→いつ頃：)

② 同居する人に、熱・咳・倦怠感・味覚嗅覚障害などの訴えがある。

いいえ はい (→いつから：)

③ 同居する人が、保健所から自宅隔離を要請されている。

いいえ はい (→いつから：)

④ 過去14日以内に、県外に出かけたことがある。

いいえ はい (→都道府県名：)

⑤ 過去14日以内に、屋内で密接・密集・密閉の大勢が集まる集会に参加した。

いいえ はい (→いつ： 参加地域： イベント名：)

⑥ 自分や同居する人が、過去14日以内に、海外渡航の履歴がある。

いいえ はい (→いつ： どこへ： : 日間)

⑦ 過去14日以内に、海外から帰国した人との濃厚接触歴がある。

いいえ はい (→いつ： どこで：)

薬剤科面談等に関する取り決め

コロナウイルス時代を考慮し令和 2 年 6 月以降の薬剤科における MR 活動を以下の通りとします。
※備北医療圏内または担当 MR 滞在先でコロナが発生した場合は、変更となることをご了承ください

◆薬剤科面談

初回は「市立三次中央病院担当 MR シート」により日時を調整し回答します。

2 回目以降は、専用アドレスを介してのメールで受け付け、日程調整を行いメールで回答します。

※メールでの申込みの際は、件名は「薬剤科面談希望」とし、本文には面談内容をご記載ください

【薬剤科面談に関する注意事項】

◇訪問日時は、毎週火曜と木曜日の 16:00～18:00(その日のスケジュールで変動)

◇訪問人数は 2 名までとし、面談時間は 1 領域に対し 15 分までとさせていただきます。

◇完全アポイント制とし、事前にメールで日時を決定させていただきます。(初回は MR シートを使用)

◇MR シートをご提出頂くため、当日は名刺不要です。

◇当日の流れ

事前に添付の問診票(当院 HP からダウンロード可)に記載し、すべて「いいえ」の場合のみ許可します。

(予約時間が17:00 までの方)

- ・アポイント時間までは車で待機して頂き、直前に正面玄関からの入場をお願いします
- ・立ち入る際は、必ずマスクを着用し手指消毒(入口に設置)を行ってください
- ・業者受付箱に問診票を提出し、薬剤科カウンターで面会許可書をお受け取り薬剤科長室にお越しください
- ・終了後は、速やかに館外への移動をお願いします

(予約時間が17:00 をすぎる場合)※正面玄関は 17:00 で閉鎖します

- ・立ち入る際は、必ずマスクを着用し手指消毒(入口に設置)を行ってください
- ・17:00 までに来院し業者受付箱に問診票を提出し薬剤科カウンターで面会許可書をお受け取りください。
- ・その後は、面会時間まで車で待機して頂き、立ち入りは守衛室前で面会許可書を提示しご入場ください。
- ・終了後は、速やかに館外への移動をお願いします。

◆その他の薬剤科訪問

薬剤科からの依頼で情報提供等をお願いする場合があります。

また、重要性の高い案件の場合は、事前に電話もしくはメールでご連絡ください。

その時の状況に応じた対応を取らせて頂きます。

※立ち入りに関しては、薬剤科面談に準じてお願い致します。

◆医師への製品 PR 許可

初回は「市立三次中央病院担当 MR シート」の提出内容を薬剤科で協議の上で決定します。

2 回目以降は、専用アドレスを介してのメールで受け付け、薬剤科で協議の上で決定します。

※メールでの申込みの際は、件名は「製品 PR 希望」とし、本文には以下の情報をご記載ください

- ①販売名/規格/薬価 ②薬価収載日/発売日 ③適応症 ④作用機序 ⑤PR 予定医師

◆治験・市販後調査等

これまで同様、事務手続きは薬剤科で行いますので、専用アドレスからご連絡ください。

ただし、大学等から直接医師に申込みがあった場合は、その限りではありません。

薬剤科長専用アドレス:miyoshi.yakuzaikacho@gmail.com

市立三次中央病院担当 MR シート

会社名:

所属営業所:

担当領域:

氏名:



携帯:

会社:

DI:

医師へのプロモーション活動

【未採用薬のPR許可希望薬】

販売名/規格/薬価:

薬価収載日/発売日:

適用症:

作用機序:

PR予定医師:

※複数ある場合は、上記項目を記載してください

【担当薬剤】

※市立三次中央病院採用品目

【新薬情報】

発売予定があれば販売名と適応症を記載。

【現時点の医師への面会希望】

対象医師と面会内容

①

②

③

【プロフィール】

薬剤科面談

希望される場合は、火・木で希望される日をご記入ください。

(希望日)

(面談内容)

【貴社担当者情報】

※他領域の名称と担当者氏名

注意事項

- ・PR許可は薬剤科内で協議しメールで回答します。
- ・薬審に申請となった薬剤は必ず薬剤科説明会の実施をお願いします。
- ・原則としてジェネリック、バイオシミラーのPRは薬剤科までとします。